

# 浪速国道事務所地震災害対策部運営計画

	発 令 基 準
注意体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 管内の地域（26号：岬町、和歌山市、163号：四條畷市、生駒市、2号：神戸市、1号：大阪市、門真市）で震度4の地震が発生した場合</li> <li>2) 管内に津波注意報が発表された場合</li> <li>3) 対策部長が必要と判断した場合</li> <li>4) 道路部対策本部長が指示した場合</li> </ol>
警戒体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 管内の地域（26号：岬町、和歌山市、163号：四條畷市、生駒市、2号：神戸市、1号：大阪市、門真市）で震度5弱、または大阪市以外の管内の地域で震度5強の地震が発生した場合</li> <li>2) 管内に津波警報が発表された場合</li> <li>3) 対策部長が必要と判断した場合</li> <li>4) 道路部対策本部長が指示した場合</li> </ol>
非常体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 管内の地域（26号：岬町、和歌山市、163号：四條畷市、生駒市、2号：神戸市、1号：大阪市、門真市）で震度6弱以上の地震（但し大阪市内にあっては震度5強以上の地震）が発生した場合</li> <li>2) 管内に大津波警報が発表された場合</li> <li>3) 地震による重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合</li> <li>4) 津波による重大な災害が発生又は発生の恐れがある場合</li> <li>5) 対策部長が必要と判断した場合</li> <li>6) 道路部対策本部長が指示した場合</li> </ol>

## 浪速国道事務所風水害対策部運営計画

体制区分	発 令 基 準
注意体制	1) 管内の地域（26号：岬町、和歌山市、163号：四條畷市、生駒市、2号：神戸市、1号：大阪市、門真市）で風雨に関する注意報、若しくは警報（以下「注意報等」という。）が、発表され、対策部長が必要と判断した場合。 2) 管内で風雨等による <u>軽微な被害</u> が発生した場合。 3) 対策部長が必要と判断した場合。 4) 道路部対策本部長が指示した場合。
警戒体制	1) 注意報等の発表下で、対策部長が必要と判断した場合。 2) 管内で風雨による <u>重大な被害</u> が発生した場合。 3) 管内で土石流、斜面崩壊、地すべり等の土砂災害が発生した場合。 4) 対策部長が必要と判断した場合。 5) 道路部対策本部長が指示した場合。
非常体制	1) 注意報等の発表下で、対策部長が必要と判断した場合。 2) 管内で土砂災害、暴風雨、波浪等により道路施設に <u>甚大な被害</u> が発生し、今後も被害の拡大が懸念される場合。 3) 対策部長が必要と判断した場合。 4) 道路部対策本部長が指示した場合。
解 除	1) 対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断した場合。

## 浪速国道事務所道路災害対策部運営計画

	発 令 基 準
注 意 体 制	1) 管内の事業箇所と交差又は隣接する道路（国道、府道、市町道等）に係る道路災害が発生し、交通規制の恐れがある場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路部対策本部長が指示した場合
警 戒 体 制	1) 管内の事業箇所と交差又は隣接する道路（国道、府道、市町道等）に係る道路災害が発生し、交通規制が生じた場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路部対策本部長が指示した場合
非 常 体 制	1) 管内の事業箇所において、道路災害又は事故が発生し、広範囲にわたって甚大な被害をおよぼし、さらに今後も被害の拡大が懸念される場合 2) 対策部長が必要と判断した場合 3) 道路部対策本部長が指示した場合